

株 主 各 位

滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号

日本電気硝子株式会社

取締役会長 森 哲 次

第90期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第90期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 平成21年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
当社本社会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報告事項 | 1. 第90期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役賞与の支給の件 |
| 第6号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入に関する件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.neg.co.jp/JP/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書類)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的基調

当連結会計年度においては、第2四半期頃まで資源・エネルギー価格の高騰が続いた後、昨年9月の「リーマン・ショック」を契機に、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機や株価下落が实体经济に急激かつ多大な悪影響を及ぼしました。このため世界経済は第3四半期以降急激に悪化し、「百年に一度」ともいわれる世界同時不況に突入しました。

日本経済においても、上半期にあつては諸物価の高騰など、また下半期にあつては株価の急落や景気の悪化などから消費マインドが冷え込んだほか、輸出や設備投資の落ち込みにより、自動車や電機をはじめとする製造業の生産が大幅に減少するなど、不況が深刻化しました。

このように大変厳しい経済情勢の下、当社グループでは、主力の薄型パネルディスプレイ（FPD）用ガラスのうち液晶用基板ガラスが、第2四半期半ばより得意先の生産調整に伴う需要の軟化や製品価格の下落の影響を受けはじめ、それまで好調に推移していた状況から減速に転じました。第3四半期以降は、世界的な景気の冷え込みの影響を受け液晶用基板ガラスの落込みが大きくなったほか、ガラスファイバをはじめ多くの分野で製品需要が急減したことから、当社も大幅な減産を余儀なくされるなど、事業環境は想像を超える速さで悪化しました。

当連結会計年度の成果

	第89期 (19.4 ~ 20.3)	第90期 (20.4 ~ 21.3)	増減
売上高	368,267	335,662	△8.9
営業利益	100,882	76,416	△24.3
経常利益	96,942	64,319	△33.7
当期純利益	50,668	21,831	△56.9

第1四半期を中心に第2四半期までの販売は堅調に推移しましたが、第3四半期以降は一転して販売が急減し、この結果当連結会計年度の売上高は前連結会計年度を大幅に下回りました。

損益面では、原燃料価格の高騰や減価償却費の増加などの利益圧迫要因を抱えつつもFPD用ガラスを中心に堅調な収益を上げることができた第1四半期に対し、第2四半期は液晶用基板ガラスの需要の軟化や製品価格の下落の影響を受け業績は減速しました。第3四半期以降は需要の急減や製品価格の下落、大幅な稼働率の低下などにより業績が急激に悪化した結果、大幅な減益となりました。

なお、特別損失として、市場の動向を踏まえた資産の整理・縮小に伴う固定資産に係わる損失をはじめ、CRT用ガラス生産設備などに係わる減損損失、株式市況低迷に伴う損失などが発生しました。

部門別の売上高の状況は次のとおりです。

区 分			第89期 (19.4~20.3)		第90期 (20.4~21.3)		増 減	
			売上高	構成比	売上高	構成比	金 額	比 率
ガ ラ ス 事 業	関 連 ・ 部 通 信	ディスプレイ用ガラス	百万円 284,881	% 77.3	百万円 262,514	% 78.2	百万円 △22,366	% △7.9
		電子部品用ガラス	16,130	4.4	11,649	3.5	△4,480	△27.8
		小 計	301,011	81.7	274,164	81.7	△26,847	△8.9
	部 の	ガラスファイバ	31,416	8.5	29,615	8.8	△1,801	△5.7
		建築・耐熱・照明薬事用その他	34,380	9.4	30,455	9.1	△3,924	△11.4
		小 計	65,796	17.9	60,070	17.9	△5,725	△8.7
	門 他	ガ ラ ス 事 業 計	366,808	99.6	334,234	99.6	△32,573	△8.9
	そ 他		1,458	0.4	1,427	0.4	△31	△2.1
	合 計		368,267	100.0	335,662	100.0	△32,605	△8.9

【情報・通信関連部門】

〔ディスプレイ用ガラス〕

主力の液晶用基板ガラスの販売は、第1四半期は堅調でしたが、第2四半期に市場環境急変の影響から減速し、第3四半期以降大きく落ち込みました。

〔電子部品用ガラス〕

電子部品の市況悪化の影響を受け、第3四半期以降販売が急減しました。

以上の結果、情報・通信関連部門の売上高は2,741億64百万円（前連結会計年度比8.9%減）となりました。

【その他部門】

〔ガラスファイバ〕

第2四半期までは自動車部品向け高機能樹脂強化用を中心に堅調な販売が続きましたが、第3四半期に入ると自動車業界の大幅減産の影響を受けはじめ、第4四半期には販売が急減しました。

〔建築・耐熱・照明薬事用その他〕

国内外の住宅・建築市場の低迷などの影響を受け、販売が減少しました。

以上の結果、その他部門の売上高は600億70百万円（同8.7%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は1,020億50百万円です。

情報・通信関連部門においては、FPD用ガラスの生産能力の拡充を中心に936億71百万円の設備投資を行いました。

その他部門においては、生産性の改善や生産能力の拡充などに83億78百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、設備資金及び運転資金であり、これらを自己資金及び借入金でまかないました。また、連結子会社の所要資金については、連結有利子負債を圧縮する方針からグループ内での貸付けによる充当を中心とし、一部を借入金でまかないました。

なお、当社は、効率的かつ機動的な調達を行うため、国内金融機関と総額250億円のコミットメントライン契約を締結しています。

(4) 主要な借入先（平成21年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	222億円
住友信託銀行株式会社	191億円
株式会社滋賀銀行	137億円

(5) 対処すべき課題

《経営の基本方針》

当社は、「ハイテクガラスの創造を通して、環境との調和を図りつつ、社会の発展に貢献する」ことを企業理念とし、社会や技術の進歩が求める各種のハイテクガラス製品を幅広く開発・生産し、世界の市場に供給しています。

激しい国際企業間競争に加えて、各種表示デバイス間の競合や技術の高度化など当社グループを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変化に迅速・的確に対処しつつ強固な経営体質と経営基盤を構築し将来にわたる事業の存続・発展を期すると同時に、コンプライアンスをはじめ「環境保全」、「障害者雇用の促進」、「地元貢献」を重点テーマに据えて企業の社会的責任を履行することを通じて企業価値の向上を図ることを経営の基本方針に置いています。

《中長期的な会社の経営戦略》

① コア事業の強化とバランスのとれた事業構造の構築、次代を担う事業の育成

FPD用ガラスを中心にディスプレイ用ガラス分野をコア事業と位置づけ、技術力の強化と生産・供給能力の充実、収益性の改善を図ってまいります。

同時に、一つの事業領域に過度に依存することを避け、安定した会社成長を実現するためにも、電子部品用ガラスやガラスファイバ、耐熱ガラスなど非ディスプレイ用ガラス分野の事業拡大に力を注ぎ、バランスのとれた事業構造の構築を目指します。

加えて、広範なコア技術（材料設計・プロセス・評価）をベースに、超大型や超薄板ガラスに関わる技術をはじめ薄膜・結晶化・精密加工・複合化など多様な技術を駆使し、「次世代ディスプレイ」や「エネルギー」、「新照明」などの成長期待分野で積極的な事業展開を図ってまいります。

② 経営・財務体質の強化

経営全般の一層の効率化を追求するとともにキャッシュ・フロー重視の経営により、事業環境の変化に耐える強固な経営・財務体質を目指します。

《対処すべき課題》

(キャッシュ・フロー重視の事業運営)

需要動向に対応した稼動を行い、在庫の適正化と費用の削減に注力し、キャッシュ・フロー重視の事業運営を推し進めてまいります。

(主力分野の生産体制整備)

液晶用基板ガラスについては、足元で得意先の稼動が上がっていく中、超大型や薄型基板ガラスへの需要シフトが想像以上に早まっております。当社では、このような変化に対応する設備の稼動など、生産体制の整備を進めております。

(有利子負債削減)

昨秋以降、当社を取り巻く事業環境は激しく変動しており、先行き予断を許さない状況が続いていますが、手元の流動性を確保しつつ、有利子負債の一段の削減に取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第87期 (17. 4～18. 3)	第88期 (18. 4～19. 3)	第89期 (19. 4～20. 3)	第90期 (20. 4～21. 3)
売 上 高	296,440百万円	336,410百万円	368,267百万円	335,662百万円
営 業 利 益	51,952百万円	84,585百万円	100,882百万円	76,416百万円
経 常 利 益	49,380百万円	81,425百万円	96,942百万円	64,319百万円
当 期 純 利 益	3,231百万円	40,358百万円	50,668百万円	21,831百万円
1株当たり当期純利益金額	9円71銭	126円55銭	105円29銭	43円89銭
総 資 産	486,016百万円	519,707百万円	588,030百万円	588,413百万円
純 資 産	231,004百万円	276,555百万円	347,785百万円	352,744百万円
1株当たり純資産額	723円87銭	852円83銭	691円27銭	701円62銭

- (注) 1. 当社は、平成19年4月1日付をもって普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行いました。
 2. 第88期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。

(7) 重要な子会社の状況等 (平成21年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 等	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ニッポン・エレクトリック・ガラス・マレーシア Sdn. Bhd.	358百万マレーシアドル	100%	ディスプレイ用ガラス、ガラスファイバ及び耐熱ガラスの製造、販売
福建電気硝子有限公司	127百万米ドル	91.4%	ディスプレイ用ガラスの製造、販売
日本電気硝子(韓国)株式会社	5,000百万ウォン	100%	ディスプレイ用ガラスの加工、販売
台湾電気硝子股份有限公司	207百万台湾ドル	100%	ディスプレイ用ガラスの加工、販売
坡州電気硝子株式会社	36,000百万ウォン	60.0%	ディスプレイ用ガラスの加工、販売

(注) 当連結会計年度において、子会社2社を合併したことから、上記の重要な子会社5社を含め、連結子会社は合計22社となりました。

② 重要な関係会社の状況

日本電気株式会社は当社の総株主の議決権数の24.4% (間接所有分11.3%を含む) を実質的に保有しており、当社は同社の関連会社です。

(8) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、情報・通信関連向けガラスをはじめとする特殊ガラス製品及びガラス製造機械類の製造及び販売を主な事業としています。

区 分		主 要 製 品
情報・通信関連部門	ディスプレイ用ガラス	薄型パネルディスプレイ（FPD）用ガラス 液晶ディスプレイ（LCD）用ガラス 基板ガラス バックライト用ガラス プラズマディスプレイ（PDP）用ガラス 基板ガラス ガラスペースト ブラウン管（CRT）用ガラス
	電子部品用ガラス	光関連ガラス 光ファイバ接続用キャピラリ・フェルール 球レンズ部品 非球面レンズ用硝材<マイクロ・プリフォーム> 電子デバイス用ガラス 粉末ガラス 板ガラス 管ガラス
その他の部門	ガラスファイバ	機能樹脂用チョップドストランド プリント配線板用ヤーン 強化プラスチック用ロービング 耐アルカリ性ガラスファイバ
	建築・耐熱・照明薬事用その他	建築用ガラス ガラスブロック 結晶化ガラス建材<ネオパリエ>・<ラピエ> 防火設備用ガラス<ファイアライト> 放射線遮へい用ガラス インテリア/エクステリア用ガラス
		耐熱ガラス 超耐熱結晶化ガラス<ネオセラム> 耐熱ガラス<ネオレックス>
		照明用ガラス 医薬・理化学用ガラス 魔法びん用ガラス ガラス製造機械

(9) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	滋 賀 県 大 津 市
大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
東 京 営 業 所	東 京 都 港 区
大 津 事 業 場	滋 賀 県 大 津 市
藤 沢 事 業 場	神 奈 川 県 藤 沢 市
滋 賀 高 月 事 業 場	滋 賀 県 伊 香 郡
能 登 川 事 業 場	滋 賀 県 東 近 江 市
若 狭 上 中 事 業 場	福 井 県 三 方 上 中 郡
精密ガラス加工センター	滋 賀 県 草 津 市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	マレーシアセランゴール州
福建電気硝子有限公司	中華人民共和国福建省
日本電気硝子（韓国）株式会社	大韓民国慶尚北道
台湾電気硝子股份有限公司	台 湾 台 中 県
坡州電気硝子株式会社	大韓民国京畿道

(10) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	
ガ ラ ス 事 業	情報・通信関連部門	3,819名
	そ の 他 部 門	1,029名
	ガ ラ ス 事 業 計	4,848名
そ の 他	—	30名
管 理 部 門		69名
合 計		4,947名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員です。
2. 当社の従業員数は、1,918名です。

2. 会社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 1,200,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 497,616,234株（うち、自己株式131,778株） |
| (3) 株主数 | 14,306名 |
| (4) 大株主 | |

氏名又は名称	持株数	出資比率
日本電気株式会社	64,828千株	13.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口)	55,780千株	11.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	32,093千株	6.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,685千株	5.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	20,898千株	4.2%
ニプロ株式会社	17,824千株	3.6%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	14,348千株	2.9%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUSACCOUNT	9,562千株	1.9%
株式会社滋賀銀行	8,089千株	1.6%
日本生命保険相互会社	7,312千株	1.5%

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口）の持株数55,780千株は、日本電気株式会社が保有する当社株式を退職給付信託に抛出したものであり、その議決権は日本電気株式会社が実質的に保有しています。
2. フィデリティ投信株式会社及び共同保有者1社から、平成20年8月21日付の変更報告書（大量保有報告書の変更報告書）の写しが当社に送付され、平成20年8月15日現在で合計24,859千株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成21年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び他の法人等の代表状況等
森 哲 次	取締役会長 (代表取締役)	
井 筒 雄 三	社 長 (代表取締役)	社長執行役員 (担当：監査)
加 藤 博	取 締 役	専務執行役員〔統括：電子部品事業、薄膜事業、 環境管理〕 電子部品事業本部長 東陽電子硝子株式会社代表理事
稲 田 勝 美	取 締 役	専務執行役員〔統括：コンシューマーガラス事業、 ガラス繊維事業、建材事業〕 コンシューマーガラス事業本部長兼ガラス繊維事業本部長
有 岡 雅 行	取 締 役	専務執行役員〔統括：液晶板ガラス事業、プラズマ 板ガラス事業〕 液晶板ガラス事業本部長
阿 閉 正 美	取 締 役	専務執行役員〔統括：経理 担当：総務、資材〕
山 本 茂	取 締 役	常務執行役員〔担当：技術、技術開発、研究、 特許、開発〕 株式会社電気硝子技術情報センター社長
稲 増 耕 一	取 締 役	常務執行役員 (統括：CRT事業) CRT事業本部長 ニッポン・エレクトリック・ガラス・マレーシアSdn. Bhd. 社長
伊 藤 修 二	取 締 役	常務執行役員〔担当：環境管理、製造技術、工務、 施設〕
安 田 斎	常 勤 監 査 役	
宮 元 信 廣	常 勤 監 査 役	
竹 内 卓 郎	監 査 役	弁護士
岡 田 不二郎	監 査 役	日本電気株式会社執行役員

- (注) 1. 監査役竹内卓郎及び岡田不二郎の両氏は、社外監査役です。
 2. 当社は執行役員制度を採用しています。「担当及び他の法人等の代表状況等」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務に係るものです。また、平成21年3月31日現在、取締役でない執行役員は11名が在任しています。

3. 平成21年4月1日付をもって取締役加藤 博、稲田勝美、有岡雅行、山本 茂及び稲増耕一の5氏の「担当及び他の法人等の代表状況等」が次のとおりとなりました。

氏 名	会社における地位	担当及び他の法人等の代表状況等
加 藤 博	取 締 役	専務執行役員〔統括：電子部品事業、環境管理 担当：薄膜事業〕 電子部品事業本部長 東陽電子硝子株式会社代表理事
稲 田 勝 美	取 締 役	専務執行役員〔統括：コンシューマーガラス事業、 ガラス繊維事業、建材事業〕 ガラス繊維事業本部長
有 岡 雅 行	取 締 役	専務執行役員（統括：製造全般）
山 本 茂	取 締 役	常務執行役員〔統括：特許 担当：技術、技術開発、研究、 開発〕 株式会社電気硝子技術情報センター社長
稲 増 耕 一	取 締 役	常務執行役員〔統括：CRT事業、プラズマ板 ガラス事業〕 CRT事業本部長兼プラズマ板ガラス事業本部長 ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd. 会長

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	9名	385百万円
監 査 役 (うち、社外監査役)	4名 (2名)	52百万円 (9百万円)
計	13名	437百万円

- (注) 1. なお、取締役の報酬等の総額には、平成21年6月26日開催の第90期定時株主総会において決議予定の取締役賞与113百万円を含めています。
2. 当社は、平成16年6月29日開催の第85期定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終了後引き続き在任する取締役及び監査役に対して、同制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支払うことを決議しています。
- これに基づき、取締役6名に対し306百万円及び監査役2名に対し1.5百万円（うち、社外監査役1名に対し0.5百万円）を各氏の退任時に支払う予定です。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社における業務執行取締役等、社外役員の兼任状況（平成21年3月31日現在）

区 分	氏 名	兼 務 状 況
監 査 役	岡 田 不 二 郎	日本電気株式会社執行役員

(注) 当社は日本電気株式会社の関連会社です。当社は同社よりコンピューター、通信機器等を購入しているほか、保守、通信サービスの提供等を受けています。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	竹 内 卓 郎	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。
監 査 役	岡 田 不 二 郎	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に企業法務面から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負担する場合において、当社の社外監査役としての職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、社外監査役の当社に対する損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	68百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査及び英文連結財務諸表の監査に係る報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(7) 重要な子会社の状況等」に記載の当社の重要な子会社5社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任します。

また、当社都合の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ内への法令遵守、企業倫理の周知徹底を継続的に行う専門組織としてコンプライアンス委員会を設置し、①企業理念、グループ企業行動憲章、グループ企業行動規範の改訂の立案及びこれらを当社グループ各社に浸透させるための諸施策の企画、立案、実施、②国内外の関係法令及び社会情勢の動向などコンプライアンスに関する情報の収集、分析、教育研修、③内部通報制度（窓口：コンプライアンス委員会及び弁護士事務所）の運用を行う。これらの内容は、定期的に取り締役会及び監査役に報告する。

内部監査部門（監査部）は、内部監査規程及び監査計画に基づき、独立した立場で各部門及びグループ各社に対して内部監査を実施し、その状況を適宜社長に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（稟議その他の決裁書、会議議事録など）は、法令のほか会社が定める規程、ガイドライン等に基づいて、適切に保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が重要と認識している会社の事業に関するリスク（コンプライアンス、財務、環境、災害、貿易管理、情報管理、品質、安全衛生等）については、担当部署又は専門委員会が、必要に応じて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行う。また、新たに生じたリスクについては、社長執行役員が速やかに対応責任者を決定し対策を講じる。

経営上特に重要な事項については、経営会議、取締役会で審議・報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営目標を明確にし効率的に業務運営を行うため、執行役員制度及び事業部制を導入するとともに、毎年、取締役会において事業部門別及び全社ベースの年度予算（ビジネスプラン）を定める。また、業績は月次レベルで管理するとともに、経営上の重要事項については取締役会、経営会議、事業部会議等で多面的に審議、検討する。

適時に必要な情報が必要な関係者に伝わり適切な判断がなされるために、電子決裁システムなどIT技術を活用する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員の判断・行動基準となる「グループ企業行動憲章」、「グループ企業行動規範」を制定・周知するとともに、内部通報制度を運用する。

また、当社及びグループ各社は、財務報告の適正性を確保するために必要な組織体制を整備・運用し、内部監査部門（監査部）がその有効性を評価する。

このほか、子会社に役員を派遣するほか本社管理部門又は関係する事業部が子会社と定期的に情報交換等を行うなど、適宜、子会社の経営上の課題等を把握・解決する。当社と子会社の経営トップが必要に応じ会議等を行い、経営効率の向上を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

総務部に所属する従業員が必要に応じて監査役の職務を補助する。また、当該従業員の異動等の取り扱いについては、監査役の意見を尊重する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項について、事前又は事後に速やかに報告を行う。また、内部通報制度の運営状況、内部監査の実施状況についても、その責任者が適宜報告を行う。

このほか、取締役及び従業員は、監査役会が要求した場合には速やかに報告を行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適宜、代表取締役、会計監査人及び監査部と意見交換を行う。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。もっとも、上場会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的に当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為等（以下、大規模買付行為という）の中には、株主に株式の売却を事実上強制する恐れのあるものや株主が買付の条件等について検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものもあります。このような大規模買付行為を行う者（以下、大規模買付者という）は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の売上の大部分は、特定の限られた顧客との取引に依存しており、これら顧客との緊密な取引関係を重視した経営と事業活動を行わなければ、継続して企業価値を高めることはできません。

また、半世紀を越えて蓄積した特殊ガラス・ハイテクガラスに関する専門知識・技術・ノウハウ、取引先との強固な関係、信頼に基づく良好な労使関係も、当社の重要な経営資源です。当社では、これらの経営資源の蓄積を最大限活用しつつ、

- 顧客の新たなニーズを早期にキャッチし、研究開発・製造・営業各部門が連携する当社独自の開発体制をもとに保有する要素技術を応用・援用し、短期間に顧客の求める新製品を開発・供給すること
- 事業環境の変化に的確に対応しつつ、FPD関連など成長分野に重点的に経営資源を投入すること
- 常に技術レベルの向上に努め、より効率的な生産・供給体制を築き、収益性を高めること
- 特殊ガラス・ハイテクガラス素材をベースに複合技術を強化・拡充し、機能商品分野へと事業を展開すること

により、より長期的な視点から企業価値の増大に努めることとしております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社では次のような大規模買付ルールを定めています。

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるべきである、というものです。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、遵守されている場合でも当社に回復しがたい損害を与えるなど当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合は、対抗措置として新株予約権の無償割当を行うことがあります。

大規模買付ルールの概要は、次のとおりです。

- ① 大規模買付ルール遵守表明書の提出（大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の表明書を提出していただきます。）
- ② 大規模買付情報の提供（大規模買付ルール遵守表明書を受領後、大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、当該リストに記載の情報を提供していただきます。当該情報は、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。）
- ③ 取締役会による評価検討（取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間又は90日間を取締役会による評価、検討、

交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として与えられるものとします。取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、取締役会が必要と判断した場合、株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。大規模買付行為は、この取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。)

(4) 上記(2)(3)の取り組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を損なうものでなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

(2)(3)の取り組みは、合理的な範囲で利用されるように、以下の仕組みを備えています。

- ① 経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の三原則を充足していること
- ② 大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまの為に交渉を行うことなどを可能とすることで、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- ③ 本大規模買付ルールに係る対応方針の導入を株主総会においてご承認をいただいたこと、また、本対応方針の有効期間を3年間と設定していることなど、株主の皆さまの意向が反映される仕組みにしておき、株主意思を重視するものであること
- ④ 取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除するため、本対応方針の運営に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置することで、独立性の高い社外者の判断を重視していること
- ⑤ 本対応方針においては、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、取締役会による恣意的な発動を防止する為の仕組みを確保していること
- ⑥ 特別委員会は、当社の費用で、弁護士、公認会計士など独立した第三者の助言を受けることができ、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっていること
- ⑦ 本対応方針は、株主総会で廃止することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではないこと

なお、本対応方針の詳細は、当社ホームページ（平成18年5月9日付開示資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」（<http://www.neg.co.jp/>））をご覧ください。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	200,062	流動負債	165,640
現金及び預金	96,693	支払手形及び買掛金	30,035
受取手形及び売掛金	47,166	短期借入金	64,894
商品及び製品	25,585	一年内償還予定の社債	20,000
仕掛品	1,348	未払金	37,020
原材料及び貯蔵品	15,317	未払法人税等	1,348
繰延税金資産	6,248	その他の引当金	222
その他	8,304	その他	12,118
貸倒引当金	△ 601	固定負債	70,029
固定資産	388,351	長期借入金	44,988
有形固定資産	362,859	特別修繕引当金	23,132
建物及び構築物	51,151	その他の引当金	1,790
機械装置及び運搬具	264,578	その他	118
土地	14,107	負債合計	235,669
建設仮勘定	30,223	(純資産の部)	
その他	2,798	株主資本	356,378
無形固定資産	934	資本金	32,155
投資その他の資産	24,557	資本剰余金	34,358
投資有価証券	14,133	利益剰余金	290,061
繰延税金資産	9,083	自己株式	△ 196
その他	1,720	評価・換算差額等	△ 7,335
貸倒引当金	△ 380	その他有価証券評価差額金	1,410
資産合計	588,413	繰延ヘッジ損益	10
		為替換算調整勘定	△ 8,757
		少数株主持分	3,700
		純資産合計	352,744
		負債及び純資産合計	588,413

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	335,662
売 上 原 価	234,571
売 上 総 利 益	101,090
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	24,674
営 業 利 益	76,416
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,553
そ の 他	1,176
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,774
為 替 差 損	3,761
固 定 資 産 除 却 損	3,108
休 止 固 定 資 産 減 価 償 却 費	2,060
そ の 他	4,122
経 常 利 益	64,319
特 別 利 益	
前 期 損 益 修 正 益	634
そ の 他	6
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	3,386
固 定 資 産 売 却 損	15,902
減 損 損 失	2,441
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,905
そ の 他	762
税金等調整前当期純利益	40,560
法人税、住民税及び事業税	15,492
法人税等調整額	3,268
少数株主損失	△ 31
当期純利益	21,831

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		評価・換算差額等	
資本金		その他有価証券評価差額金	
前期末残高	32,155	前期末残高	3,683
当期変動額	—	当期変動額	
当期変動額合計	—	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 2,272
当期末残高	32,155	当期変動額合計	△ 2,272
資本剰余金		当期末残高	1,410
前期末残高	34,516	繰延ヘッジ損益	
当期変動額		前期末残高	—
自己株式の処分	△ 158	当期変動額	
当期変動額合計	△ 158	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10
当期末残高	34,358	当期変動額合計	10
利益剰余金		当期末残高	10
前期末残高	272,803	為替換算調整勘定	
当期変動額		前期末残高	838
剰余金の配当	△ 4,974	当期変動額	
当期純利益	21,831	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 9,596
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	401	当期変動額合計	△ 9,596
当期変動額合計	17,258	当期末残高	△ 8,757
当期末残高	290,061	評価・換算差額等合計	
自己株式		前期末残高	4,522
前期末残高	△ 44	当期変動額	
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 11,857
自己株式の取得	△ 509	当期変動額合計	△ 11,857
自己株式の処分	357	当期末残高	△ 7,335
当期変動額合計	△ 151	少数株主持分	
当期末残高	△ 196	前期末残高	3,832
株主資本合計		当期変動額	
前期末残高	339,431	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 131
当期変動額		当期変動額合計	△ 131
剰余金の配当	△ 4,974	当期末残高	3,700
当期純利益	21,831	純資産合計	
自己株式の取得	△ 509	前期末残高	347,785
自己株式の処分	199	当期変動額	
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	401	剰余金の配当	△ 4,974
当期変動額合計	16,947	当期純利益	21,831
当期末残高	356,378	自己株式の取得	△ 509
		自己株式の処分	199
		在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	401
		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 11,989
		当期変動額合計	4,958
		当期末残高	352,744

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 22社

主要な連結子会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd.、福建電気硝子有限公司、日本電気硝子(韓国)株式会社、台湾電気硝子股份有限公司、坡州電気硝子株式会社

平成20年4月、日本硝子建材株式会社がエヌイージー建材株式会社を吸収合併し、電気硝子建材株式会社となりました。

これにより当連結会計年度において連結子会社数が1社減少しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・オハイオInc.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・オハイオInc.、サンゴバン・ティーエム株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社は、それぞれ連結当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社(ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd.ほか9社)の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

② デリバティブ

時価法を採用しています。

③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しています。

（会計処理の原則又は手続きの変更）

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しています。

この変更により、従来と同様の方法によった場合と比較して、営業利益は1,682百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ656百万円減少しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法を採用しています。

また、在外連結子会社は主として定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

機械装置及び運搬具 9年

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法改正を契機に有形固定資産の耐用年数を見直し、当連結会計年度より、機械装置の耐用年数を主として13年から9年に変更しています。

この変更により、従来と同様の方法によった場合と比較して、営業利益は2,426百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2,709百万円減少しています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、当社及び国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 製品補償損失引当金

当社製品の一部について発生した今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、対象製品の出荷数に基づき算定した発生予測金額を計上しています。

③ 役員賞与引当金

取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務の金額を計上しています。なお、退職給付の重要性が乏しいため、退職給付債務の金額は、簡便法（当連結会計年度末自己都合要支給額）によっています。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。ただし、当社においては平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。
 - ⑥ 特別修繕引当金
ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。
- (4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しています。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しています。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金利息
 - ③ ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップ取引については繰延ヘッジ処理を採用していますが、特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しています。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価は、全面時価評価法によっています。

(会計処理の原則又は手続きの変更)

「リース取引に関する会計基準」

当社及び国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日、平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

この変更による連結計算書類に与える影響は軽微です。

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な調整を行っています。

この変更により、従来と同様の方法によった場合と比較して、営業利益は2,304百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は5,332百万円それぞれ減少しています。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	302,817百万円
2. 圧縮記帳 過年度に取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、土地842百万円並びに機械装置及び運搬具11百万円です。	
3. 担保に供している資産	
預金	302百万円
有形固定資産	867百万円
無形固定資産	138百万円
担保に係る債務	825百万円
4. 保証債務等	
当社従業員の金融機関からの借入債務に対する保証	1,149百万円
その他の偶発債務	
当社は、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedの法的清算にあたり、清算人等に対し次の事項について補償を行うことの保証状を差し入れています。	
(1) 清算人等が清算に関連して負う責任、費用等	
(2) 清算人の報酬	
なお、補償の総額は、保証状差し入れ後当社が同社から受け取る金額及びこれに対する利息を超えません。	
受取手形割引高	60百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 497,616,234株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,487	5.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年10月24日 取締役会	普通株式	2,486	5.00	平成20年9月30日	平成20年11月28日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,487	利益 剰余金	5.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 701円62銭
2. 1株当たり当期純利益金額 43円89銭

(注) 各注記における記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	167,475	流動負債	159,883
現金及び預金	73,698	買掛金	28,996
受取手形	1,587	短期借入金	61,531
売掛金	46,859	一年内返済予定の長期借入金	1,024
商品及び製品	17,485	一年内償還予定の社債	20,000
仕掛品	2,859	未払金	35,016
原材料及び貯蔵品	10,882	未払費用	9,053
繰延税金資産	5,422	未払法人税等	79
その他	8,743	その他の引当金	199
貸倒引当金	△ 62	その他	3,983
固定資産	365,923	固定負債	61,956
有形固定資産	309,177	長期借入金	38,405
建物及び構築物	40,535	特別修繕引当金	23,132
機械及び装置	229,537	その他の引当金	386
運搬具及び工具器具備品	2,207	その他	32
土地	8,998	負債合計	221,839
リース資産	40	(純資産の部)	
建設仮勘定	27,858	株主資本	310,137
無形固定資産	620	資本金	32,155
施設利用権	318	資本剰余金	34,358
その他	301	資本準備金	33,885
投資その他の資産	56,125	その他資本剰余金	472
投資有価証券	11,958	利益剰余金	243,819
関係会社株式	22,803	利益準備金	2,988
関係会社出資金	4,188	その他利益剰余金	240,831
長期貸付金	8,835	別途積立金	205,770
繰延税金資産	7,251	繰越利益剰余金	35,061
その他	1,188	自己株式	△ 196
貸倒引当金	△ 100	評価・換算差額等	1,421
資産合計	533,398	その他有価証券評価差額金	1,410
		繰延ヘッジ損益	10
		純資産合計	311,558
		負債及び純資産合計	533,398

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	271,571
売 上 原 価	189,067
売 上 総 利 益	82,503
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,954
営 業 利 益	66,548
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	4,045
受 取 技 術 援 助 料	1,589
そ の 他	1,328
	6,963
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,305
た な 卸 資 産 廃 棄 損	1,015
固 定 資 産 除 却 損	2,728
休 止 固 定 資 産 減 価 償 却 費	1,933
そ の 他	3,470
	10,453
経 常 利 益	63,059
特 別 利 益	
前 期 損 益 修 正 益	556
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	3,386
固 定 資 産 売 却 損	15,902
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,905
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	2,213
そ の 他	1,246
	24,655
税 引 前 当 期 純 利 益	38,960
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13,272
法 人 税 等 調 整 額	1,359
当 期 純 利 益	24,328

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		自己株式	
資本金		前期末残高	△ 44
前期末残高	32,155	当期変動額	
当期変動額	—	自己株式の取得	△ 509
当期変動額合計	—	自己株式の処分	357
当期末残高	32,155	当期変動額合計	△ 151
資本剰余金		当期末残高	△ 196
資本準備金		株主資本合計	
前期末残高	33,885	前期末残高	291,093
当期変動額	—	当期変動額	
当期変動額合計	—	剰余金の配当	△ 4,974
当期末残高	33,885	当期純利益	24,328
その他資本剰余金		自己株式の取得	△ 509
前期末残高	630	自己株式の処分	199
当期変動額	—	当期変動額合計	19,043
自己株式の処分	△ 158	当期末残高	310,137
当期変動額合計	△ 158	評価・換算差額等	
当期末残高	472	その他有価証券評価差額金	
資本剰余金合計		前期末残高	3,683
前期末残高	34,516	当期変動額	
当期変動額	—	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 2,272
自己株式の処分	△ 158	当期変動額合計	△ 2,272
当期変動額合計	△ 158	当期末残高	1,410
当期末残高	34,358	繰延ヘッジ損益	
利益剰余金		前期末残高	—
利益準備金		当期変動額	
前期末残高	2,988	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10
当期変動額	—	当期変動額合計	10
当期変動額合計	—	当期末残高	10
当期末残高	2,988	評価・換算差額等合計	
その他利益剰余金		前期末残高	3,683
別途積立金		当期変動額	
前期末残高	155,770	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 2,261
当期変動額	—	当期変動額合計	△ 2,261
別途積立金の積立	50,000	当期末残高	1,421
当期変動額合計	50,000	純資産合計	
当期末残高	205,770	前期末残高	294,776
繰越利益剰余金		当期変動額	
前期末残高	65,707	剰余金の配当	△ 4,974
当期変動額	—	当期純利益	24,328
剰余金の配当	△ 4,974	自己株式の取得	△ 509
別途積立金の積立	△ 50,000	自己株式の処分	199
当期純利益	24,328	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 2,261
当期変動額合計	△ 30,646	当期変動額合計	16,782
当期末残高	35,061	当期末残高	311,558
利益剰余金合計			
前期末残高	224,466		
当期変動額	—		
剰余金の配当	△ 4,974		
別途積立金の積立	—		
当期純利益	24,328		
当期変動額合計	19,353		
当期末残高	243,819		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) デリバティブ

時価法を採用しています。

(3) たな卸資産

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

(会計処理の原則又は手続きの変更)

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しています。

この変更により、従来と同様の方法によった場合と比較して、営業利益は1,682百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ656百万円減少しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

機械及び装置 9年

(追加情報)

平成20年度の法人税法改正を契機に有形固定資産の耐用年数を見直し、当事業年度より、機械及び装置の耐用年数を主として13年から9年に変更しています。

この変更により、従来と同様の方法によった場合と比較して、営業利益は2,525百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2,808百万円減少しています。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品補償損失引当金

当社製品の一部について発生した今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、対象製品の出荷数に基づき算定した発生予測金額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額を計上しています。なお、対象となる従業員が少なく、退職給付の重要性が乏しいため、退職給付債務の金額は、簡便法（当事業年度末自己都合要支給額）によっています。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。ただし、平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。

(6) 特別修繕引当金

ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については繰延ヘッジ処理を採用していますが、特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(会計処理の原則又は手続きの変更)

「リース取引に関する会計基準」

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成5年6月17日、平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日、平成19年3月30日改正）を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

この変更による計算書類に与える影響は軽微です。

(貸借対照表等に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 229,872百万円
2. 圧縮記帳
過年度に取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、土地842百万円並びに機械及び装置11百万円です。
3. 保証債務等
子会社の売掛債権一括信託に係る債務に対する保証 2,994百万円
子会社及び当社従業員の金融機関からの借入債務に対する保証 8,898百万円
その他の偶発債務
当社は、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedの法的清算にあたり、清算人等に対し次の事項について補償を行うことの保証状を差し入れています。
(1) 清算人等が清算に関連して負う責任、費用等
(2) 清算人の報酬
なお、補償の総額は、保証状差し入れ後当社が同社から受け取る金額及びこれに対する利息を超えません。
受取手形割引高 60百万円
4. 関係会社に対する金銭債権・債務
短期金銭債権 23,666百万円
長期金銭債権 8,819百万円
短期金銭債務 13,636百万円

(損益計算書に関する注記)

- 関係会社との取引高
- 営業取引による取引高
- 売上高 149,847百万円
- 仕入高 66,529百万円
- 営業取引以外の取引高 17,081百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 131,778株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、特別修繕引当金損金算入限度超過額、たな卸資産評価損、減損損失及び減価償却費損金算入限度超過額によるものであり、また、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金によるものです。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産以外に、事務用機器等の一部について、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	直接 100%	ガラス製品等の販売 資金の貸付及び債務保証 役員の兼任	資金の貸付	—	一年内返済予定の長期貸付金及び長期貸付金	6,000
				債務保証	6,600	—	—

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金貸付については融資時の市場金利に基づき決定しています。

債務保証については同社の金融機関からの借入に対して有償にて債務保証したものです。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	626円27銭
2. 1株当たり当期純利益金額	48円91銭

(注) 各注記における記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 5 月 19 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	宮 林 利 朗 [Ⓔ]
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	松 本 学 [Ⓔ]
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	東 浦 隆 晴 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電気硝子株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
2. 連結注記表の会計処理の原則又は手続きの変更に記載されているとおり、当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 5 月 19 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	宮 林 利 朗 [㊞]
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	松 本 学 [㊞]
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	東 浦 隆 晴 [㊞]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図るとともに、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

(1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容について検討を加え、とともに、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

(5) さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月20日

日本電気硝子株式会社監査役会

常勤監査役	安	田	齋	Ⓜ		
常勤監査役	宮	元	信	廣	Ⓜ	
社外監査役	竹	内	卓	郎	Ⓜ	
社外監査役	岡	田	不	二	郎	Ⓜ

以 上

(ご参考)

1. 連結キャッシュ・フローの状況 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	89,873
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 121,975
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,438
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 1,759
現金及び現金同等物の期首残高	101,046
現金及び現金同等物の期末残高	94,623

2. セグメント情報

所在地別セグメント情報 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

	日 本	ア ジ ア	その他の地域	計	消去又は全社	連 結
I. 売上高及び営業損益						
売 上 高						
(1) 外部顧客に対する売上高	128,885	203,727	3,049	335,662	—	335,662
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	148,206	11,013	46	159,267	(159,267)	—
計	277,091	214,741	3,096	494,929	(159,267)	335,662
営 業 費 用	207,793	211,367	2,945	422,106	(162,860)	259,246
営 業 利 益	69,297	3,374	150	72,822	3,593	76,416
II. 資 産	456,092	101,465	1,427	558,985	29,428	588,413

海外売上高 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位 百万円)

	ア ジ ア	その他の地域	計
海 外 売 上 高	213,834	18,459	232,293
連 結 売 上 高			335,662
連結売上高に占める 海外売上高の割合	63.7%	5.5%	69.2%

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保に努めるとともに、株主の皆さまに対し業績の変動に大きく影響されることなく長期的に安定した利益還元を続けることを基本とし、財務状況等も勘案しながら配当金額を決定しています。

当事業年度の期末配当につきましては、この基本方針の下、当事業年度の業績等を総合的に勘案し、以下のとおり、1株につき5円とさせていただきますと存じます。この結果、中間配当金5円と合わせ、当事業年度の年間配当金は1株につき10円と、前事業年度と比べ1円の増配となります。

また、内部留保資金につきましては、将来を見据えた研究開発、薄型パネルディスプレイ用ガラスを中心とした今後の事業拡充等に備えるものとし、企業価値の向上を通じて株主の皆さまのご期待にお応えしてまいりたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円

総額2,487,422,280円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、同日をもって上場会社の株式は、株式振替制度に一斉に移行しました（いわゆる株券電子化）。

これに伴い、定款上、不要となった株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものです。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものです。

なお、現行定款第7条（株券の発行）については、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされています。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり変更したいと存じます。 (下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。<u>以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>第12条 (省 略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第14条 (省 略)</p> <p>第39条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(附 則)</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって削除する。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため取締役1名を増員することとし、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	森 哲次 (昭和12年1月2日)	昭和34年4月 当社入社 昭和57年6月 取締役就任 昭和63年6月 常務取締役就任 平成2年6月 専務取締役就任 平成4年6月 副社長就任 平成8年6月 社長就任 平成14年6月 社長執行役員就任 平成15年6月 取締役副会長就任 平成17年6月 取締役会長就任(現任)	112,023株
2	井 筒 雄 三 (昭和19年12月12日)	昭和42年4月 当社入社 平成8年6月 取締役就任 平成12年6月 常務取締役就任 平成14年6月 取締役就任 専務執行役員就任 平成15年6月 社長就任(現任) 社長執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：監査	61,500株
3	加 藤 博 (昭和22年1月12日)	昭和44年4月 当社入社 平成6年11月 CRT事業本部CRT事業部CRT第二製造統括部長 平成7年11月 ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd. 社長就任 平成10年6月 当社取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成15年6月 常務執行役員就任 平成17年6月 電子部品事業本部長(現任) 平成18年4月 専務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：電子部品事業、環境管理 担当：薄膜事業 〔他の法人等の代表状況〕 東陽電子硝子株式会社代表理事	34,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
4	稲田勝美 (昭和23年6月17日)	昭和46年4月 当社入社 平成7年11月 電子部品事業本部電子部品事業部長 平成10年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成15年6月 常務執行役員就任 平成17年6月 ガラス繊維事業本部長(現任) 平成18年4月 専務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：コンシューマーガラス事業、 ガラス繊維事業、建材事業	32,500株
5	有岡雅行 (昭和23年9月28日)	昭和53年4月 当社入社 平成9年3月 ガラス繊維事業本部ガラス繊維事業部長 平成11年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成16年6月 常務執行役員就任 平成20年4月 専務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：製造全般	29,000株
6	阿閉正美 (昭和23年1月3日)	昭和46年4月 当社入社 平成9年6月 経理部長 平成12年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成16年6月 常務執行役員就任 平成20年4月 専務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：経理 担当：総務、資材	43,000株
7	山本茂 (昭和28年12月19日)	昭和53年4月 当社入社 平成9年10月 技術部長 平成14年6月 執行役員就任 平成17年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 平成20年4月 開発室長(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：特許 担当：技術、技術開発、研究、開発 〔他の法人等の代表状況〕 株式会社電気硝子技術情報センター社長	9,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
8	稲増 耕一 (昭和27年1月30日)	昭和49年4月 当社入社 平成10年6月 人事部長 平成14年6月 執行役員就任 平成18年4月 CRT事業本部長(現任) 平成18年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 平成21年4月 プラズマ板ガラス事業本部長(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：CRT事業、 プラズマ板ガラス事業 〔他の法人等の代表状況〕 ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd. 会長	17,500株
9	伊藤 修二 (昭和23年12月18日)	昭和46年4月 当社入社 平成11年5月 製造技術部長 平成13年6月 執行役員就任 平成19年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：環境管理、製造技術、工務、施設	18,000株
10	横田 雅則 (昭和25年6月13日)	昭和51年4月 当社入社 平成17年6月 液晶板ガラス事業本部液晶板ガラス事業部長 平成18年4月 執行役員就任(現任) 平成21年4月 液晶板ガラス事業本部長(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：液晶板ガラス事業	なし

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、執行役員制度を採用しています。「略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務分担を記載しています。
3. 所有する当社の株式数は、平成21年3月31日現在の所有株式数を記載しています。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役岡田不二郎氏の補欠監査役として池永 薫氏を、社外監査役竹内卓郎氏の補欠監査役として魚住泰宏氏を選任することをお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の社外監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	池 永 薫 (昭和24年7月22日)	昭和48年4月 日本電気株式会社入社 平成16年4月 同社経理部長 平成19年4月 同社支配人兼財務内部統制推進部長(現任)	なし
2	魚 住 泰 宏 (昭和41年11月30日)	平成5年4月 弁護士登録 大江橋法律事務所入所 平成14年8月 弁護士法人大江橋法律事務所社員就任(現任)	なし

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、平成21年3月31日現在の所有株式数を記載しています。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 池永 薫、魚住泰宏の両氏は、補欠の社外監査役候補者です。
 - (2) 補欠の社外監査役候補者とした理由
池永 薫氏は、日本電気株式会社における経理業務の長年の経験と豊富な知見を有されています。これらの経験、知見を当社の監査に反映していただくためです。
魚住泰宏氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくためです。
 - (3) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断した理由
池永 薫氏は、企業における経理業務の長年の経験、豊富な知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
魚住泰宏氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
 - (4) 責任限定契約の概要
池永 薫氏又は魚住泰宏氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。

第5号議案 取締役賞与の支給の件

当事業年度末時点の取締役9名に対し、当事業年度の業績等を勘案し、取締役賞与総額1億1,349万円を支給することといたしたく存じます。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入に関する件

当社は、平成18年6月29日開催の当社第87期定時株主総会における株主の皆さまのご承認を得て、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「現対応方針」といいます。）を導入いたしました。

現対応方針の有効期間は、平成21年6月26日開催の当社第90期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までであり、当社といたしましては、現対応方針導入後の法令改正、買収防衛策に関する裁判例・学説・社会的評価等を勘案しつつ、現対応方針の在り方を検討してまいりました。

その結果、平成21年4月27日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、①「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」等を修正すること、②現対応方針を一部改定した上で、本定時株主総会での株主の皆さまのご承認を条件に「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を継続導入すること、を決定いたしましたので、本対応方針について株主の皆さまのご承認をお願いするものです。

現対応方針からの改定の主な内容は次のとおりです。

- 大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合、その旨を開示することとし、取締役会の評価期間の始期を明確化
- 大規模買付者に対する対抗措置に関し、新株予約権の無償割当のほか、会社法その他の法令及び当社定款が認めるものを追加
- 大規模買付者に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合の新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を最大2株としたこと
- 新株予約権の取得条項、取得条件の明確化
- 大規模買付者に対する対抗措置の発動についてその時点での株主意思を確認することができることを追加
- 株券電子化が実施されたことを踏まえた所要の改定

なお、平成21年5月20日現在、特定の第三者から当社への大規模買付行為を行う旨の通知や提案は受けておりません。

また、当社は、日本電気株式会社の関連会社であり、同社は当社の総株主の議決権の24.4%（間接所有分11.3%を含む。）を実質的に保有しておりますが、同社は当社創立以来20%以上の株式を継続して保有しており、本対応方針の対象外としております。

(会社支配に関する基本方針及び本対応方針の内容)

第1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的に当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株主の皆さまが当社株式の大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断を行われるに当たっては、大規模買付等を行おうとする者から十分な情報を提供いただくと共に、当社取締役会がこれを評価、検討し、その結果と意見を株主の皆さまに提供することが重要であると考えております。

また、当社グループのように製造業の企業にあっては、新製品や製造技術を自社内で開発し、改善を加えていくことが企業価値・株主共同の利益の確保・向上に必要不可欠ですが、これらの取組みが業績に結びつくには数年からそれ以上の期間を必要とする場合もあります。従って、当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方としては、当社の経営理念、事業の特性、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

第2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、昭和24年の創立以来一貫して、主として工業製品の部品・材料として用いられる特殊ガラス・ハイテクガラスの製造・販売を事業としております。

当社の売上の大部分は、特定の限られた顧客との取引に依存しており、これら顧客との緊密な取引関係を重視した経営と事業活動を行わなければ、継続して企業価値を高めることはできません。

また、半世紀を越えて蓄積した特殊ガラス・ハイテクガラスに関する専門知識・技術・ノウハウ、取引先との強固な関係、信頼に基づく良好な労使関係も、当社の重要な経営資源です。

当社としましては、これらの経営資源の蓄積を最大限に活用しつつ、

- 顧客の新たなニーズを早期にキャッチし、研究開発・製造・営業各部門が連携する当社独自の開発体制をもとに保有する要素技術を応用・援用し、短期間に顧客の求める新製品を開発・供給すること
- 事業環境の変化に的確に対応しつつ、フラットパネルディスプレイ（FPD）関連など成長分野に重点的に経営資源を投入すること
- 常に技術レベルの向上に努め、より効率的な生産・供給体制を築き、収益性を高めること

○特殊ガラス・ハイテクガラス素材をベースに複合技術を強化・拡充し、機能商品分野へと事業を展開することにより、当社の財産の有効な活用、より長期的な視点からの企業価値の増大に努めることとしております。

近年においては、映像デバイス市場の劇的な変化（ブラウン管（CRT）市場の縮小、FPD市場の急成長）に対応して当社グループでは、コア事業のディスプレイ用ガラスに関して事業構造の転換に取り組んできました。主力のFPD用ガラスは今後も需要の拡大が見込まれ、当社は既存設備の生産性改善と新設備の増設を通じて事業の強化を図っています。

また、FPD用ガラスへの過度の依存を避けバランスのとれた事業構造を構築するため、ガラスファイバや電子部品用ガラス、耐熱ガラス分野などの事業拡大に注力しています。

さらに、次なる時代の事業を創造し育成していくためには、長年にわたり培ってきた技術蓄積の上に新たな技術や製品を生み出す「技術開発力」が重要であり、今後も積極的なR&D活動を推進していきます。

当社では、以上のように、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図っております。

第3. 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

当社は、第1で述べた基本方針に資するべく、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の公開買付（注4）（以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、株主の皆さまに対する十分な情報提供とその判断に必要な時間が確保されるよう一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を導入し（第3の2参照）、これが遵守された場合及び遵守されなかった場合につき一定の対応方針を定め（第3の3参照）、もって第1で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

（第3に記載した、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を以下「本対応方針」といいます。）

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同法第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場買付、公開買付等の具体的な買付方法を問いません。また、本対応方針発効時点において既に議決権割合が20%以上である特定株主グループの当社株券等の買付は含みません。

1. 本対応方針の必要性

当社は、FPD用ガラスをはじめとする特殊ガラス・ハイテクガラスの分野において創立以来築いた独自の地位を占めています。液晶ディスプレイ用ガラスやプラズマディスプレイ用ガラスなどの当社製品は表示デバイス分野等で必要不可欠な部材であり、また、手がける企業もごく少数で高いシェアの製品も数多くあることから、当社の事業や特殊ガラス・ハイテクガラスに関する専門知識・技術・ノウハウ等に興味を示し、突如として大規模買付者が出現する可能性があると考えております。

このような大規模買付者が現れた場合、上記第1で述べましたように、大規模買付行為を受け入れるか否かは、最終的に当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えておりますが、株主の皆さまがその判断を行われるに当たっては、大規模買付者から十分な情報を提供いただくと共に、当社取締役会がこれを評価、検討し、その結果と意見を株主の皆さまに提供することが重要であると考えております。

特に、半世紀を越えて蓄積した特殊ガラス・ハイテクガラスに関する専門知識・技術・ノウハウをはじめとする当社の企業価値の把握は、上記の当社の事業特性に対する理解なくして困難であり、株主の皆さまが大規模買付者による大規模買付行為を評価するに際しても、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見等が適切に提供されることが極めて重要になるものと考えております。

このような考えに立って、当社取締役会は以下のとおり大規模買付ルールを一部改定した上で継続導入することにいたしました。このような取組みは、上記第1の基本方針の実現に資するものと考えております。

2. 大規模買付ルール

(1) 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「大規模買付ルール遵守表明書」をご提出いただくこととします。大規模買付ルール遵守表明書には、大規模買付者の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

なお、大規模買付行為の提案があった場合は、その旨を速やかに公表します。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付ルール遵守表明書のご提出後、大規模買付者には、以下のとおり、当社株主の皆さまのご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で記載した書面にて提出していただきます。

具体的には、当社取締役会は、大規模買付ルール遵守表明書の受領後5営業日以内に、当初提出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付情報

の速やかな提供を求めます。また、当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合は、適時適切な方法により、その旨及び(3)の当社取締役会による評価検討が開始した旨を開示します。

大規模買付情報のリストの主要な項目は、次のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠
- ⑤ 買付資金の裏付け（調達方法、買付資金の供与者（実質的提供者を含みます。）の名称その他の概要を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの基本的な経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- ⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社の特定の限られた重要顧客及びその重要顧客との継続的取引関係への基本的な対応方針
- ⑧ 当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為完了後の基本的な対応方針

なお、当社取締役会に提出された大規模買付情報は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

(3) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、次の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として与えられるものとします（ただし、当社取締役会が、後述する特別委員会の勧告について特別委員会に対し再考を促した場合は、それぞれ最大10日間延長できるものとします。この延長を行う場合は、その旨及びその理由について情報開示を行います。）。

- ① 対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合には60日間
- ② その他の大規模買付行為の場合は90日間

当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、下記3. (2)により株主意思を確認するため株主総会を招集するときは、大規模買付者は当該株主総会終結時まで大規模買付行為を開始してはならないものとします。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款が認める対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）を取ることがあります。

なお、当社取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合の概要は、以下のとおりとします。

① 無償割当の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主（社債、株式等の振替に関する法律第152条第1項に基づき、当該割当期日に株主名簿に記載または記録されたものとみなされる株主をいいます。）に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償にて割り当てる。

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は最大2株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

③ 割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除く。）を上限として当社取締役会が定める数とする。

④ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個当たり1円とする。

⑤ 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

⑥ 新株予約権の行使条件、取得条項及び取得条件

大規模買付者でないこと等を行使条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定める。また、取得条項及び取得条件を設けることがあり、大規模買付者と他の株主とで、取得対価等に関し異なる取り扱いをすること、あるいは、大規模買付者が保有する新株予約権は取得の対象としないことがある。

⑦ 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、消却事由及び消却条件その他必要な事項については当社取締役会にて別途定めるものとする。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆さまへの説得等を行う可能性は排除しないものの、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、新株予約権（新株予約権の具体的な内容は、上記3.（1）に記載のとおりです。）の無償割当等の対抗措置の発動を行うことがあります。当社取締役会が、対抗措置の発動を行おうとする場合で、株主共同の利益に照らし株主意思を確認することが適切と判断するときには、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとし、株主総会を開催した場合は出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ、対抗措置の発動は行いません。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当を決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更を加える旨の申し出があった場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆さまの権利落ち日の前営業日までであり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の無償割当の中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次の①から⑦のいずれかに該当するものをいいます。当該大規模買付行為が次の①から⑦のいずれかに該当すると認められない場合は、当社は対抗措置を取りません。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合

- ⑤ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の企業価値の源泉である特定の限られた重要顧客をはじめとする顧客との継続的な取引関係を破壊し、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合
 - ⑥ 上記①から⑤のほか、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合
 - ⑦ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買取（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- (3) 上記(1)及び(2)により対抗措置を取る場合には、当社取締役全員一致により決定するものとします。
- (4) 当社取締役会は、(1)及び(2)により対抗措置をとるか否かについて決定した場合は、当該決定の内容及びその判断理由並びに特別委員会の勧告の概要及びその判断理由その他取締役会が適切と判断した事項について、情報開示を行います。

4. 特別委員会の設置 ー 対抗措置の公正さを担保するための手続 ー

(1) 特別委員会の設置

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。特別委員は、3名以上5名以内とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者若しくは取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本対応方針における特別委員は現対応方針の特別委員3名を継続するものとし、その略歴は、資料1「特別委員の略歴」に記載のとおりです。

(2) 特別委員会の役割

特別委員会の役割は次のとおりとします。

- ① 当社取締役会は、上記3. (1)及び3. (2)の各場合において、対抗措置の発動に先立ち、対抗措置の発動の可否を特別委員会に諮問し、特別委員会は諮問に基づき勧告を行います。特別委員会が対抗措置の発動を不可と勧告したときは、当社取締役会は、その勧告に従い、対抗措置を発動しないものとします。ただし、当社取締役会は、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断したときは、特別委員会に対し、1回に限り再考を促すことができます。当社取締役会は、特別委員会に再考を促した場合にはその理由を公表します。

- ② 当社取締役会は、上記2.(2)で大規模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているかを判断するに当り助言を特別委員会に求めます。当社取締役会は、特別委員会の助言を原則として尊重するものとします。

5. 本対応方針の合理性

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、本対応方針は、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上述のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間確保したり、株主の皆さまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

- (3) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成18年6月29日開催の当社定時株主総会において株主の皆さまのご承認を得て現対応方針を導入し、本年6月26日開催の当社定時株主総会において本対応方針の是非につき、改めて株主の皆さまのご承認をいただくことを条件として、本対応方針の継続導入を決定いたしました。

加えて、本対応方針の有効期間は下記7.(2)のとおり平成24年の当社定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまの意向が反映されるものとなっております。

- (4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、現対応方針の導入にあたり、取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆さまのために、現対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置しました。

本対応方針においても特別委員会は継続設置し、社外有識者から構成いたします（特別委員選任基準等については資料2をご参照ください。）。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規則に従い当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判

断し、対抗措置の発動を不可と勧告したときは、当社取締役会はその勧告に従い、対抗措置を発動しないこととします。ただし、当社取締役会が、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会が特別委員会に対し、1回に限り再考を促すことができるものとします。特別委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆さまに情報開示いたします。

このように、独立性の高い特別委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する為の仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上述の通り、本対応方針は、当社株主総会で廃止することができるものとされており、従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

6. 株主及び投資家の皆さまに与える影響等

(1) 本対応方針継続導入時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

本対応方針継続導入時には、新株予約権の無償割当は行われません。従って、株主及び投資家の皆さまの権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

当社取締役会は、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、上記の対抗措置を取ることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を取ることと決定した場合には、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆さまが法的権利または経済的側面において格別の損失をこうむるような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付ルール

に違反した大規模買付者については、対抗措置が講じられた場合には、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

なお一旦新株予約権の無償割当を決定した後であっても、対抗措置の発動により生じる株主の皆さまの権利落ち日の前営業日までであり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の無償割当の中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。この場合、株主の皆さまが希釈化による格別の損失をこうむるような事態は想定しておりません。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要な手続

新株予約権の行使に際しては、株主の皆さまには、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込を行っていただく必要があります。その手続の詳細については、実際にその手続が必要となった際に、適用ある法令及び証券取引所規則等に基づき別途お知らせします。

7. 本対応方針の制定、有効期間、継続及び変更について

- (1) 本対応方針は、平成21年4月27日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成しております。
- (2) 本対応方針は、平成21年6月26日開催の当社定時株主総会において株主の皆さまにお諮りし、同定時株主総会において出席株主の皆さまの過半数のご承認をいただいた時に継続します。同定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただいた場合は、本対応方針は平成24年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで継続するものとします。ただし、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。
- (3) 当社は、平成15年に定款を変更して全取締役の任期を1年としており、取締役の任期は、毎年6月開催の定時株主総会終結の時までです。当社取締役会は、本対応方針の有効期間内であっても、関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益及び当社企業価値の維持及び向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、株主の皆さまにお諮りしたいと存じます。

以 上

特別委員の略歴

竹内 卓郎（たけうち たくろう）

昭和59年4月	弁護士登録 長島・大野法律事務所（現 長島・大野・常松法律事務所） 入所
平成5年10月	徳田・竹内法律事務所開設
平成13年5月	竹内法律事務所開設（現在）
平成15年6月	当社社外監査役就任（現任）
平成18年6月	特別委員就任（現任）

五郎川 康（ごろかわ やすし）

昭和36年4月	ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所 （現 あずさ監査法人）入所
昭和40年4月	公認会計士登録
昭和60年9月	港監査法人代表社員
平成15年2月	あずさ監査法人代表社員
平成15年8月	あずさ監査法人退社 五郎川康事務所所長（現任）
平成18年4月	大阪市公正職務審査委員会委員（現任）
平成18年6月	特別委員就任（現任）

木村 圭二郎（きむら けいじろう）

昭和62年4月	弁護士登録 昭和法律事務所入所
平成6年1月	ニューヨーク州弁護士会登録
平成10年5月	共栄法律事務所開設（現在）
平成16年4月	関西学院大学大学院司法研究科教授（現任）
平成18年6月	特別委員就任（現任）

特別委員会規則（概要）

1. 特別委員会の設置及び委員の選任、解任

- ① 特別委員会は、取締役会決議により設置する。
- ② 特別委員の人数は3名以上5名以内とする。
- ③ 特別委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者または取締役若しくは執行役として経験のある社外者で末尾に記載する基準を全て満たす者のうちから選任する。
- ④ 特別委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、解任決議は出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

2. 特別委員の任期

特別委員の任期は、選任の日から選任後最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

3. 特別委員の報酬

- ① 特別委員の報酬の額及びその支払いの時期等は、別途取締役会が特別委員全員及び監査役全員の同意を得て定める。
- ② 特別委員が職務を行うために交通費等の実費を支出したときは、会社は、特別委員の請求に基づき、特別委員に対してその実費を支払う。

4. 決議要件

特別委員会における決議は、特別委員の過半数をもって行う。

5. 取締役会への勧告等

- ① 特別委員会は、取締役会の諮問に基づき、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または遵守した場合において、対抗措置の発動の可否の勧告を行う。
- ② 特別委員会は、大規模買付情報の提供において、大規模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているかについて、取締役会の求めに応じ助言を行う。
- ③ 特別委員は、上記①の勧告または②の助言を行うにあたっては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己または当社の取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

6. 第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

【委員の選任基準】

委員は、次の基準を全て満たした者から選任する。

- ① 現在及び過去において、当社または当社の関係会社（注1）の業務を行う取締役若しくは従業員またはこれらの者の配偶者若しくは3親等内の親族ではないこと
- ② 本人またはその配偶者若しくは3親等内の親族が他社の取締役若しくは従業員である場合において、最近2会計年度のうちの1会計年度において、当社がその他社に対して物品または役務の対価として支払った金額、または、その他社が当社に対して物品または役務の対価として支払った金額の合計額が、1億円若しくはその他社の連結売上高の2パーセントのいずれか高い方の金額を超えるものではないこと
- ③ 現在及び最近2年間において、当社または当社の子会社の顧問弁護士、顧問弁護士事務所のパートナー、またはその配偶者若しくは3親等内の親族ではないこと
- ④ 現在及び最近2年間において、当社または当社の子会社の会計監査を行った監査法人の代表社員、社員、所属会計士、またはその配偶者若しくは3親等内の親族ではないこと
- ⑤ 現在及び最近2年間において、当社または当社の子会社の顧問、外部アドバイザー（当該外部アドバイザーが法人であるときはその社員、パートナーシップであるときはそのパートナーを含む。）であった者、またはその配偶者若しくは3親等内の親族ではないこと
- ⑥ 現在及び最近2年間において、当社の代表取締役が指名委員会委員または報酬委員会委員を兼任している委員会設置会社の取締役、執行役若しくは従業員、またはその配偶者若しくは3親等内の親族ではないこと
- ⑦ 現在及び最近2年間において、名目の如何にかかわらず、当社から1年間に500万円を超える報酬（取締役報酬、監査役報酬及び特別委員の報酬は除く。）を受け取ったことのある者、またはその配偶者若しくは3親等内の親族ではないこと

（注1）関係会社とは、会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社を意味します。

[資料3]

当社株式の状況（平成21年3月31日）

1. 発行可能株式総数 1,200,000,000株
2. 発行済株式の総数 497,616,234株（自己株式131,778株を含む。）
3. 株 主 数 14,306名
4. 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	出 資 比 率 (%)
日 本 電 気 株 式 会 社	64,828	13.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口)	55,780	11.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	32,093	6.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,685	5.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	20,898	4.2
ニ プ ロ 株 式 会 社	17,824	3.6
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	14,348	2.9
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A.LONDON SECS LENDING OMNIBUSACCOUNT	9,562	1.9
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	8,089	1.6
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,312	1.5

(注) 出資比率は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合です。

以 上

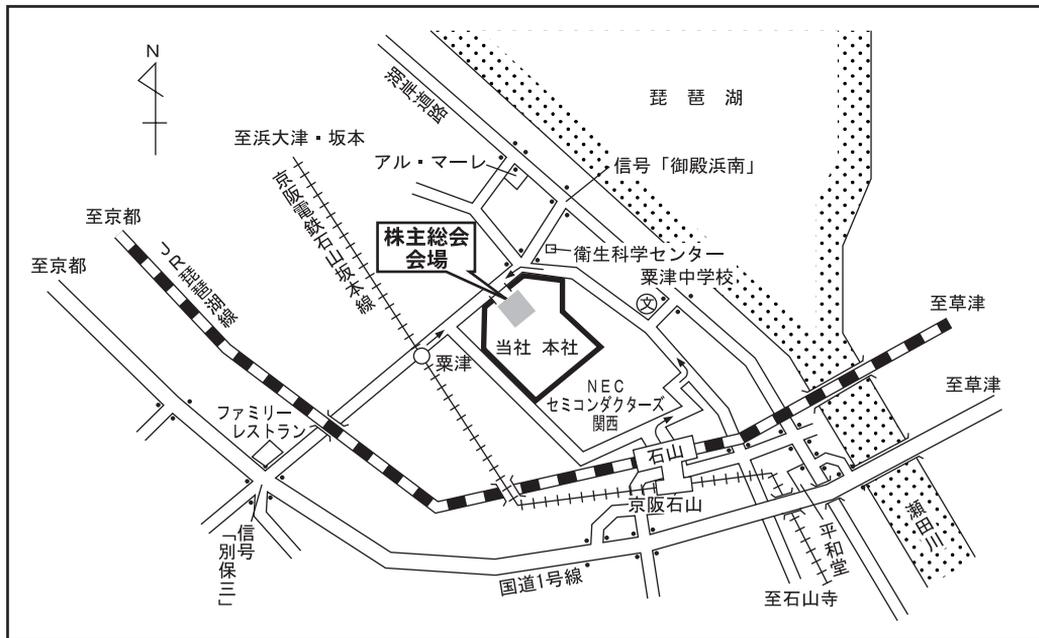
(メモ)

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

(メモ)

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図



[会 場]

日本電気硝子株式会社 本社会議室
滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
電話 (077) 537-1700(代表)

[交 通]

- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 北出口より徒歩約10分
- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 南出口より京阪電鉄（浜大津・坂本方面行き）に乗り換え「栗津駅」下車 徒歩約2分

※お車でのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。